

平成 30 年 6 月 6 日現在

機関番号：14501

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2014～2017

課題番号：26780072

研究課題名(和文) 知的創作物の流通円滑化のための法制度のあり方の研究

研究課題名(英文) Research on Legal System which promotes distribution of Intellectual Property

研究代表者

前田 健 (MAEDA, TAKESHI)

神戸大学・法学研究科・准教授

研究者番号：80456095

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,900,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、著作物や特許発明などの創作を奨励しつつ、その成果物が円滑に利用者の手に渡るようにするためには、どのような法制度設計が望ましいのかにつき研究するものである。著作権法、特許法の目的は、創作を奨励するために、著作物、特許発明の独占による利益を認めるものであるが、それは同時に、それら流通の円滑化を阻害しかねない諸刃の剣である。本研究は、創作の奨励と流通の円滑化という意見すると矛盾しかねない2つの点について、その調和を図る法制度の在り方を研究し、解決の方向性を提示するものである。

研究成果の概要(英文)：This research is on legal design of intellectual property law in order to promote a distribution of intellectual property while giving proper incentive to create inventions or works. Patent right or copyright are double-edged swords which can retard access to intellectual property although monopoly given by patent or copyright is necessary to encourage creation. This research showed solutions to this contradiction by proposing new legal system which can achieve both purposes of encouragement of creation and its smooth distribution.

研究分野：知的財産法

キーワード：著作権法 知的財産法 特許法

1. 研究開始当初の背景

特許法、著作権法などの知的創作物を保護する知的財産法の機能は、創作者に創作物を排他的に支配する権利を与えることで創作のインセンティブを与えることであるとされている。この立場で考えた場合、知的財産権を付与することは、創作のインセンティブの代価として利用者の創作物へのアクセスを制限するというトレードオフに直面することになる。この2つを調整することが知的財産法が取り組まなければならないもっとも大きな課題の一つである。

知的財産制度はインセンティブとアクセスとを利害調整するさまざまな仕組みを有している。知的財産権を与える対象、知的財産権付与の要件、知的財産権の権利範囲、知的財産権の制限がなされる場合、すべて、このような位置づけとして理解することができる。研究代表者はこのような観点から、特に、知的財産権の保護の範囲の研究に取り組んできた。

しかし、インセンティブとアクセスの調整に対処する手法は、狭い意味での知的財産権の要件や権利の範囲そのものの調整に限られるわけではなく、権利の分配の在り方は出発点にすぎない。実際の知的財産権の動態を理解するには、創作物が実際に流通していく過程をどのように法的に規制することが不可欠である。すなわち、利用者のアクセスを改善しつつ創作者のインセンティブを保全することになるのかという視点も外すことはできない。

創作者のインセンティブに配慮しつつも、創作物の利用の円滑化をさらに進めるためには、知的財産法制度を、ハードロー・ソフトローの双方に目を配りつつ、どのように再構成していくべきかの研究を進めていくことが求められていた。

2. 研究の目的

以上のような問題状況を踏まえ、本研究は、権利範囲に関する研究のみならず、知的財産の取引にまつわる制度全体へと対象を拡張していくものである。

本研究において第一に研究の対象とするのは、知的財産権の権利範囲に関する論点である。特許法では、クレーム解釈論や発明性の問題などの問題につき、権利者と利用者の利害調整という観点から考察を展開する。著作権法では、支分権の意義、権利制限規定の意義などについて創作物の流通円滑化という視点から説明することを試みる。

第二に、著作権法における JASRAC などの集中権利管理団体、諸外国で導入されている集中ライセンスの制度、孤児著作物に関する諸外国の制度など(いわゆる拡大集中許諾や金銭請求権を伴う権利制限規

定も含まれる)の利用許諾をめぐる実態を研究の対象とする。

以上を踏まえて、我が国のあるべき創作者と利用者の利益をより調和させるために求められる知的財産制度を考察し立法的提案をいくつか用意することを最終的な目標とする。

3. 研究の方法

本研究は、先行研究の文献調査、裁判例や国内外の法規などの文献による調査、創作物の流通に関する実態調査(インタビューや各種統計資料・文献資料の調査)による。始めは、基礎的な文献・裁判例・法規の調査や実態調査のからスタートし、そこで得られた成果を各種専門誌又は学会で公表していく。

研究に際しては、中間成果を各種の勉強会・研究会で公表し、他の研究者や実務家から幅広く意見を募ることにより、ブラッシュアップしていくという手法を積極的に採用する。

最終年度までには、知的財産法の制度設計の在り方を具体的に提言する論文を適宜の媒体により公表する。

4. 研究成果

本研究は、主に特許法および著作権法について、知的創作物の流通の円滑化という観点から、制度設計の在り方についての研究を行うものである。

(著作権法に係る成果)

本研究の最大の成果は、著作権法の制度設計に関する一連の研究である(業績 11, 15, 19, 21, 23)。これらの研究において、著作権法を貫く設計思想を明らかにし、それを踏まえたうえで、著作権法を具体的に立法していくにあたり、どのようなメニューが採用可能であり、それぞれにはどのような利害得失があるのかを鮮やかに描き出すことに成功した。

特に業績 11 に係る論文においては、著作物の利用をより円滑に進めるために、著作権法が採用してきた仕組みを明らかにし、取引環境の変化を踏まえてそれをどう変化させるべきかを論じた。著作権法は、権利の対象行為を個別的に指定し、利用には事前の個別の許諾が必要との原則を採用する。一方で、この前提とされてきた取引環境は、支分権該当行為の社会的意味の変質、軽微な著作物利用が伴う機会の増加、著作物の流通・課金形態の多様化、権利者・利用者集団の増加・多様化に伴い、崩されてきている。対処には、権利制限規定を見直し自由使用の領域を拡充し、著作物の利用の許諾にかかる市場の失敗を解決する集中許諾、法定許諾、強制許諾などの手段を適宜に選択していく必要がある。こ

の論文では、権利制限規定の正当化根拠及びその望ましい立法形式について、ルール・スタンダード論も踏まえつつ議論した。さらに、拡大集中許諾等の集中許諾、法定許諾、強制許諾などの利害得失を論じ、権利者のオプト・アウトという発想の有用性を指摘し、また、刑事罰の対象は取引秩序を脅かす行為に限定すべきことを示唆した。その他の論文においても、著作物の利用を円滑化するという観点から、支分権主義の意義や権利制限規定の意義を明らかにしたうえで、拡大集中許諾や集中管理制度などの利用円滑化のための制度の意義などを明らかにした。

以上の一連の研究により、従来から議論されてきたいわゆるフェア・ユースの導入などの権利制限の法改正を巡る議論に一定の道筋をつけることができる。また、権利者不明著作物の問題は喫緊の課題であるところ、その解決策としてどのような法制が望ましいかについても、一定の示唆を与えるものである。

著作権法分野における研究としては、著作権の権利範囲に関する研究（業績 1, 7, 17, 18）も重要である。著作物の類似性の問題に、後行創作の活発化という視点を取り込み、従来からの考え方の再整理を試みた。著作権の保護範囲は、著作権法の運用上重要な課題であり、それについての議論が深化することは大きな成果といえると思われる。

（特許法に係る成果）

また、本研究は、特許法においても大きな成果をあげることができた。特許要件の問題や、特許権の保護範囲の問題について、重要な論稿を複数発表している（業績 4, 5, 9, 12, 13, 20）。特許により保護すべきものは何かという問題につき、創作のインセンティブの最大化という観点とともに、特許による無意味な独占を防ぎ、特許保護によらない創作奨励の道をも考え合わせることで、一貫した視点による考察を加えている。すなわち、進歩性要件についての研究（業績 4, 9）と発明該当性に関する研究（業績 12, 20）についての研究により、特許法の政策目的に照らして特許法の要件をどのように設定すべきであり、また、裁判所がどのような判断手法を取ることが望ましいのかが明らかにされた。また、記載要件に関する研究（業績 13）は、イノベーション促進のために、技術情報の公開の程度に比して特許の保護の限界をどのように設定すべきかという問題に挑戦するものであり、筆者の本科研開始前の研究（前田健『特許法における明細書による開示の役割』（商事法務, 2012）の研究を直接的に受け継ぎ発展させる研究であった。なお、これらの研究はいずれも、筆者が一貫してなしてきた研究の一連の流れに位置付けられるものである。

特許法については、特許権の存続期間の延長登録に関する一連の研究も重要な成果の一部をなしている（業績 3, 8, 14）。これは、主に医薬品のイノベーション促進のために、医薬品の研究開発を行う先発医薬品メーカーと、ジェネリック医薬品を製造販売し、医薬品を安価に利用者に普及させる役割を担う後発医薬品メーカーとの利害調整の問題であるといつてよい。医薬品のイノベーション促進と医薬品流通の円滑化には、先発医薬品メーカーの保護とともに、後発医薬品メーカーの参入を容易にすることも重要であるが、その点についての示唆を得られる研究となった。この点は、これ自体独立したテーマを形成しうる大きな問題であり、この点を気付かせてくれたのは本研究の副次的な成果ともいえる。本科研の研究をはじめとする近年の本テーマに関する研究の蓄積により、さらなる研究の地平が開かれたことも、本科研の成果の一部であるといつて差し支えないものと考えられる。特に、パテント・リンケージの問題や、医薬品の再審査制度の在り方について、本科研の成果を基にさらなる発展が望まれることが明らかになったといえよう。

（知的財産法全般に係る成果）

さらに、言及しておきたいのは、法解釈方法論に関しての一連の研究である（業績 16, 22）。このテーマに関しては、必ずしも当初の計画には含まれていなかった。しかし、研究を進める過程において、立法、司法、行政の間の役割分担の問題が、具体的な制度設計を進めるうえで極めて重要な位置づけを有することが明らかになり、いわば本研究の副次的な成果として公表したものである。これもそれ自体独立したテーマを形成しうるものであるが、今後は、流通の円滑化という文脈において、三権の協働がどうあるべきかという視点が必要であることが明らかになったものと思われる。

この論文では、法の存在意義は妥当な帰結の実現にあると捉えたとしても、法解釈はそれと一定の距離を保ちながら行われていることを指摘し、このような理解は、法解釈は、政策論的に最も妥当な解を現実に了知することは困難ななか、結論を出す必要があることを思えば、究極的には帰結主義と矛盾しない旨を指摘している。さらに、立法論をなす機会が他分野に比べて比較的多い知的財産法分野においては、立法は政策を実現する最も直截的な手段であるが、いったん立法された法律は「客観的存在」として法解釈されていく。この現実を踏まえて、法解釈方法論を所与として立法論をなすことが望まれることを明らかにした。

5. 主な発表論文等
(研究代表者、研究分担者及び連携研究者
には下線)

[雑誌論文](計16件)

1. 木下昌彦, 前田健: "著作権法の憲法適合的解釈に向けて—ハイスコアガール事件が突き付ける課題とその克服" ジュリスト 1478号. 46-52頁 (2015), 査読無
2. 前田健: "訂正の再抗弁における適法な訂正請求等の要否" ジュリスト 1478号. 274-275頁 (2015), 査読無
3. 前田健: "特許権の本質と存続期間の延長登録" 神戸法学雑誌 65 巻 1 号. 1-44 頁 (2015), 査読無
4. 前田健: "裁判例に見る進歩性判断とあるべき判断手法" 飯村敏明先生退官記念論文集『現代知的財産法 実務と課題』 353-365 頁 (2015), 査読無
5. 前田健: "プロダクト・バイ・プロセス・クレームの有効性と訂正の可否—プラスタチンナトリウム事件最高裁判決とその後の課題—" A.I.P.P.I 60 巻 8 号. 706-724 頁 (2015), 査読無
6. 前田健: "知的財産法と集团的利益標識法の場合" 民商法雑誌 150 巻 6 号. 691-707 頁 (2015), 査読無
7. 前田健: "類似性と二次創作" 神戸法学雑誌 66 巻 2 号. 1-42 頁 (2016), 査読無
8. 前田健: "先行する製造販売承認と存続期間延長登録要件" 民商法雑誌 152 巻 2 号. 160-182 頁 (2016), 査読無
9. 前田健: "公然実施に基づく新規性・進歩性判断" A.I.P.P.I 61 巻 11 号. 964-979 頁 (2016), 査読無
10. 前田健: "地域ブランド戦略と地域団体商標の活用" ジュリスト 1504 号. 42-47 頁 (2017), 査読無
11. 前田健: "著作権法の設計—円滑な取引秩序形成の視点から—" 中山信弘編・金子敏哉編『しなやかな著作権制度に向けて—コンテンツと著作権法の役割』 81-140 頁 (2017), 査読無
12. 前田健: "特許適格性としての「発明」該当性の意義—バイオ関連発明を素材として" 日本工業所有権学会年報 40 号. 201-229 (2017), 査読無
13. 前田健: "記載要件の論点—ライフサイエンス発明を中心に—" 法律時報 89 巻 8 号. 22-28 頁 (2017), 査読無
14. 前田健: "存続期間が延長された場合の特許権の効力" L&T77 号. 70-79 頁 (2017), 査読無
15. 前田健: "報酬請求権としての著作権" ジュリスト 1515 号. 102-103 頁 (2018), 査読無

16. 前田健: "知財分野の最高裁判決に見る法解釈方法論と政策形成" 民商法雑誌 154 巻 1 号. 68-89 頁 (2018), 査読無

[学会発表](計7件)

17. 木下昌彦, 前田健: "著作権法の憲法適合的解釈に向けて—ハイスコアガール事件が突き付ける課題とその克服—" (招待講演). 2015.03.24、明治大学(東京)
18. 前田健: "類似性と二次創作" (招待講演). 2015.12.05、早稲田大学(東京)
19. 前田健: "パネルディスカッション「しなやかな著作権制度に向けて」". 2016.03.19、明治大学(東京)
20. 前田健: "Patent Eligibility of Biological Inventions in Japan and the U.S.". 2017.03.19、金沢大学(石川)
21. 前田健: "著作権法の設計" (招待講演). 2017.05.13、一橋講堂(東京)
22. 前田健: "知的財産法における法解釈方法論と政策形成". 2017.12.23、北海道大学(北海道)
23. 前田健: "柔軟な権利制限規定の導入とその意義". 2016.03.19、明治大学(東京)

[図書](計1件)

24. 愛知靖之, 前田健, 金子敏哉, 青木大也: "知的財産法" 有斐閣. 485 (2018)

[産業財産権]
該当なし

6. 研究組織

(1) 研究代表者
前田健 (MAEDA Takeshi)
神戸大学・法学研究科・准教授
研究者番号: 80456095

(2) 研究分担者
なし

(3) 連携研究者
なし

(4) 研究協力者
なし